「社会福祉法人のネットワーク懇話会・千歳」発足趣意書

平成28年3月31日に成立した社会福祉法等の一部を改正する法律により、「経営組織のガバナンスの強化」「事業運営の透明性の向上」「財務規律の強化」「地域における公益的な取組」をポイントに社会福祉法人制度の見直しが行われました。

特に、「地域における公益的な取組」については、社会福祉法第24条第２項において、社会福祉充実残額の有無にかかわらず、すべての社会福祉法人が「地域における公益的な取組みを実施する責務」が位置付けられました。

　　この背景には、今日、社会福祉が、国民すべての社会的な自立支援をめざすものであるにも関わらず、社会福祉法人の経営実態が積極的に公開されてこなかったり、経営組織のガバナンスや財務規律が十分に確立されてこなかったこと等が一因にあります。

また、社会は大きく変化し、社会的な問題も複雑化・多様化してきたことに伴い、特定の社会福祉事業の領域に留まることなく、これまで以上に制度の狭間にある声なき声を聴き、総合的かつ専門的に即応することで地域に暮らす方々に期待される役割を果たしていくことが期待されています。

今般の制度見直しを契機として、社会福祉法人はその非営利性・公益性を確保し、住民に対する説明責任を果たすとともに、私たちの仕事を「見せる化・見える化」し、共生社会の実現のために一層寄与するために、千歳市内の福祉事業を行う社会福祉法人が連携して役割を果たしていくことが重要であるとの観点から、「社会福祉法人のネットワーク懇話会・千歳」を発足することといたしました。

　　平成３０年２月１４日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　呼びかけ人代表

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　社会福祉法人千歳市社会福祉協議会

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　会　長　　　力　示　武　文

社会福祉法人のネットワーク懇話会・千歳実施計画書

１　目的

（１）千歳市内の社会福祉法人が連携し、地域公益活動の取組を進めます。

２　実施内容

（１）社会福祉法人の地域公益的活動の推進

①地域福祉権利擁護体制構築に向けた法人・施設による福祉サービス利用援助事業、生活困窮者等に対する安心サポ―ト事業等、北海道における地域公益活動への参画・推進の協力

②その他、多様化・複雑化する地域の生活課題及び制度の狭間にあるニーズへ対応する地域公益活動の検討

③社会福祉法人が行う地域公益活動の市民周知

（２）懇話会の開催

　　　参加法人相互の地域ニーズの共有及び連携を強化し、課題解決のための取組み等について意見交換等を進めます。

３　組織・運営

（１）名称　　　　社会福祉法人のネットワーク懇話会・千歳

（２）運営体制　　代表　　社会福祉法人千歳市社会福祉協議会　会長　力示武文

　　　　　　　　　事務局　社会福祉法人千歳市社会福祉協議会　地域福祉課地域福祉係

（３）参加要件　　千歳市内で福祉事業を行い趣旨に賛同し、無理のない範囲での事業参加・

協力できる千歳市内の社会福祉法人（市内の社会福祉法人数：７法人）

（４）規約　　　　規約は定めず、出入り自由な集まりとして、相互の信頼関係に基づき柔軟に事業展開を進める。

（５）運営費　　　事業の運営費は、原則千歳市社会福祉協議会の予算を充てる。その他、必要な場合は懇話会で協議して決定する。